

高齢者福祉サービス

住宅支援

自立支援住宅改修費助成サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

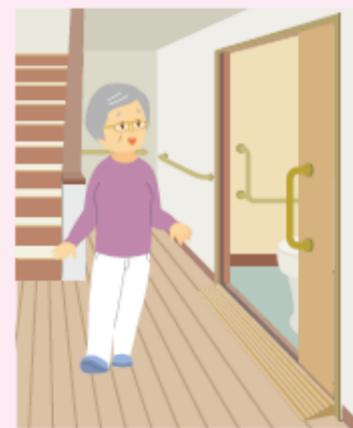
【対象者】 65歳以上で介護保険認定で非該当と認定され、サービスが必要と認められる方

【内容】 高齢者の転倒防止等のために、手すりの取付けや段差解消等の改修の費用を助成します。
※助成限度額があります。

改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②床段差の解消
- ③滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他これら各工事に伴う必要な工事

※承認前に工事をした場合は助成対象になりませんので、ご注意ください。



【助成限度額及び利用者負担額】

1世帯あたり200,000円(消費税を含む。)の助成限度額及び所得に応じた利用者負担があります。

利用者の収入状況	利用者負担額
生活保護世帯等	なし
その他の世帯	介護保険負担割合に準ずる(1割、2割又は3割)

- 助成限度額(実費が下回る場合はその額)に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
- 助成限度額を超える額については、利用者負担とします。

【問合せ】 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎042-420-2810

高齢者住宅改造費給付サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

【対象者】 65歳以上で介護保険認定で要支援または要介護と認定され、もしくは事業対象者でサービスが必要と認められる方

【内容】 介護保険で対象にならない必要と認められる改造の費用を助成します。

改造の種類

- ①浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事
※ユニットバス・システムバスは要相談。
- ②流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事

※承認前に工事をした場合は給付対象になりませんので、ご注意ください。

【給付限度額及び利用者負担額】

改造の種類に応じた給付限度額及び所得に応じた利用者負担があります。

改造の種類	給付限度額
浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円
流し・洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	156,000円

利用者の収入状況	利用者負担額
生活保護世帯等	なし
その他の世帯	介護保険負担割合に準ずる(1割、2割又は3割)

- 給付限度額(実費が下回る場合はその額)に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
- 給付限度額を超える額については、利用者負担とします。

【問合せ】 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎042-420-2810

高齢者日常生活用具等給付サービス

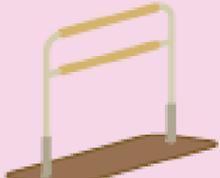
※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

【対象者】 65歳以上の方で介護保険認定で非該当と認定され、用具等の給付が必要と認められる方

【内容】 日常生活に必要な歩行支援用具等を給付します。

【給付限度額及び利用者負担額】

下表の区分に応じた給付限度額及び利用者負担があります。

用具の種類(イラストは用具の種類の一例です。)	給付限度額	利用者負担額
歩行補助づえ 	(通算) 100,000円	介護保険負担割合に準ずる。 (1割、2割又は3割) ※生活保護受給者等は除く。
入浴補助用具 		
スロープ 		
歩行器 		
手すり 		

- ・給付限度額(実費が下回る場合はその額)に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
- ・給付限度額を超える額については、自己負担とします。

【問合せ】 高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎042-420-2810